

裁 決 書

審査請求人

同代理人弁護士

処分庁

大阪市都島区保健福祉センター所長

審査請求人が令和 6 年 8 月 2 日に提起した処分庁による生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和 6 年 5 月 14 日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和 5 年 1 月 1 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 請求人は、令和 6 年 5 月 2 日付けで、処分庁に対し、居住する住宅の年間保証委託料の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）を行い、処分庁は、同日、本件申請に係る申請書を受理した。

3 処分庁は、令和6年5月14日付けで、請求人に対し、本件申請を却下する処分（以下「本件処分」という。）を行った。

4 請求人は、令和6年8月2日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事案の概要

(ア) 請求人は、賃貸住宅に居住しているが、保証会社であるA社（以下「A社」という。）による保証継続のため、年間保証委託料を支払う必要があったことから、2024年5月2日、年間保証委託料1万0110円の支給を求めて、本件申請を行った。

(イ) しかし、処分庁は、令和6年5月14日付けで、本件申請を却下したため、これに対し、審査請求を行ったのが本件である。

イ 却下の違法性ないし不当性

(ア) 却下理由

本件処分通知書によれば、却下理由は、①生活保護の扶助費は、保護の申請月からその前々月までしか遡って支給することができないとの解釈に基づき、②年間保証委託料が令和6年1月31日に支払われていること、③年間保証委託料の支給について、請求人が処分庁に相談した時期が令和6年4月であることを前提として、令和6年4月の相談時点では、既に遡及支給可能期間（支払日である令和6年1月31日から2か月）を経過しているというものである。

(イ) 判断の前提事実誤りがあること

a 上記①の解釈の適法性に問題はあるものの、少なくとも、本件では、上記②の点で、事実誤認があり、判断の前提事実誤りがある。

b 確かに、請求人は、賃貸住宅の管理会社であるA社から、令和6年1月31日付けで2023年度の年間保証委託料1万円の支払いを受けた旨の領収書の発行を受けている。

c しかし、令和6年1月31日、請求人が、賃貸住宅の管理会社であるA社に対して、支払った金額は5万2200円であり、その内訳は、家賃4万2200円及び滞納賃料の返済分1万円であった。

すなわち、令和6年1月25日、午前10時08分、請求人は、賃貸住宅の管理会社であるA社（担当者）から電話連絡を受け、2024年1月31日に、毎月の家賃に滞納家賃の支払い分を上乗せした5万2200円を支払う旨約束した。

請求人は、上記約束に基づいて、2024年1月31日、A社に対し、5万2200円を支払ったのであり、その充当先は、合意充当（民法490条）に基づき、毎月の家賃4万2200円及び滞納家賃1万円であって、年間委託保証料1万円ではない。

（ウ）A社による領収書作成は誤りであること

a 上記経緯にもかかわらず、A社は、民法490条に反して、2024年1月31日に入金された5万2200円のうち、1万円を2023年度の年間保証委託料の支払いとして充当している。

この点に関し、A社は、2024年1月25日午後4時18分、A社の担当者が、審査請求に対し、「年保」（年間保証委託料のこと。）の督促をしたところ、請求人が、2024年1月31日に毎月の家賃に上乗せで支払うと約束したことを根拠として、1万円を2023年度の年間保証委託料の支払いとして充当している。

b 請求人は、上記約束をした記憶はないものの、仮に上記約束をしていたとしても、請求人のA社に対する2024年1月31日の5万2200円の支払いは、その全額（毎月の家賃4万2200円、滞納賃料の一部弁済1万円及び年間保証委託料1万円の合計6万2200円）に満たないことから、民法488条に基づき、法定充当されることとなる。

そして、請求人及びA社のいずれもが、弁済時において、充当先を指定しなかったことから、民法488条に基づき、充当先が決まることとなる。

また、滞納賃料及び年間委託保証料は、いずれも2024年1月31日に弁済期を迎えていること、滞納賃料には遅延損害金が発生することから遅延損害金の発生しない年間委託保証料と比較して、前者の方が債務者のために弁済の利益が多いことに鑑みれば、民法488条4項2号に基づき、充当先は滞納賃料となる。

c したがって、A社の主張を前提としても、民法488条4項2号に基づき、1万円の充当先は、年間保証委託料ではなく、滞納賃料である。年間保証委託料に充当し

たことを前提とした領収書の発行は誤りである。

ウ まとめ

以上のとおり、令和6年5月14日付けの処分庁による請求人の本件申請を却下した処分は、違法・不当なものであるから、これの取消しを求める。

(2)審理員が令和7年1月27日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 処分庁の主張の概要

(ア) 処分庁は、①令和5年度の年間保証委託料の支払いがあったか否かについては、請求人及びA社間の問題であり処分庁には無関係であること、②処分庁は申請にかかる提出資料に基づいて判断するしかなかったこと、③遡及支給可能期間を経過して申請していることを根拠として、自らの処分が適法である旨主張している。

(イ) しかし、①処分は正しい事実関係に基づいて行われるべきであり、事実誤認に基づく処分は取り消されるべきであること、②遡及支給の制限は法令上の要請ではなく、本件の事実関係において、遡及支給を制限することは法の趣旨に反することから、処分庁の主張はいずれも誤りであって、本件処分は取り消されるべきである。

以下、上記①及び②を詳述する。

イ 処分は正しい事実関係を基礎としてなされるべきこと

(ア) 処分庁は、令和5年度の年間保証委託料の支払いがあったか否かは、当事者間の問題であること（上記①）、提出された資料だけで要否判定をすれば足りる（上記②）等と主張しているが、生活保護の申請に対する処分は、正しい事実関係を基礎としてなされるべきであり、それに反する上記①②の処分庁の主張は誤りである。

(イ) すなわち、法が定める各種処分は、当然のことながら、正しい事実関係に依拠して下されることが前提となっていることは当然であって、このことは、各種行政処分が違法とされる場合の1つに事実誤認が挙げられていることから明らかである。

最判昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁は、法務大臣の判断が「全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかである場合」に、当該判断が違法と判断しており、事実誤認の場合に行政処分が違法になるとしている。

そのため、提出された資料だけで事実認定が足りる場合はともかく、事後的であっ

ても、処分の基礎となった事実関係が誤りであることが判明した場合には、正しい事実関係に基づいて処分を見直すことが求められる。

(ウ) 本件では、令和5年度の年間保証委託料の支払いがあったか否かが、当事者間で見解の相違(充当関係について認識の齟齬)があることから、正しい充当関係について、本審査請求の中で提示された資料などに照らして、正しい事実関係を認定した上で、処分が見直されるべきである。

充当関係については、前記(1)に記載のとおりであり、年間保険料の支払いがなされていないことは明らかである。

ウ 遡及支給の制限は法令の要請ではないこと

(ア) 仮に、令和5年度の年間保険料の支払いがなされていたとしても、遡及支給の期間を制限している法令上の根拠はない。処分庁が引用し主張する内容は、いずれも、行政解釈である通達に過ぎない。しかし、法令にはこうした遡及支給を制限する規定は設けられていない。

a すなわち、法令上、期間の経過による受給権に関する支給制限の定めとしては、一般的な消滅時効の適用があり得る程度であり、その余の規定は設けられていない。そして、法が、憲法25条1項が定める生存権に由来する重要な権利であることに鑑みれば、その受給権を制限するには、明文による規定が必要というべきであり、一片の行政解釈によりその受給権が制限されるべきではない。

b 実際、総務省は、支給漏れがあった事案において、生活保護費を2年5か月に遡って支給する旨あっせんを行っている。

他県においても、賃貸借契約更新に際して、火災保険料は保護費から支給できない旨の誤った教示を行ったことから、一時扶助の申請が遅れた事案において、「遡及限度を2か月とする規定については、被保護者の過失により申請や届出が遅れた場合の取扱いを述べているものであり、保護の実施機関における不適切な対応や過失によって、被保護者が申請を行う機会を失ったものにまで2か月を超えて遡及して支給できない根拠を与えるものではない」として、申請遅れという理由で申請を却下した処分を取り消し、一時扶助費を遡及して支給している。

c したがって、事実関係に関わらず、一律に、遡及支給を認めない取り扱いは、法に違反するものと言わざるを得ない。

(イ) 本件についてみれば、仮に、2024年1月31日に年間保険料が支払われたとしても、それは、A社が一方的に行ったものであり、請求人の意思に反するものでもあった。

そのため、請求人は、過失なく、当該充当の事実を知らなかったものである。

すなわち、請求人は、家賃の滞納を解消する目的で、毎月の家賃額に1万円を加算して支払っていたところ、2024年1月31日の支払い分については、A社が一方的に年間保険料に充当し、請求人は、このことを認識することができなかった。そのため、年間保険料について、ケースワーカーに相談して、扶助費の支給を求める機会を逸することとなった。

このように、審査請求の過失に基づくことなく、申請の機会を逸した場合にまで、遡及支給を制限することは、最低限度の生活を保障している生活保護法の趣旨に反するものであり、違法である。

(ウ) したがって、仮に2024年1月31日に年間保証料が支払われていたとしても、本件の上記事実関係に基づけば、遡及して支給されるべきであって、本件処分は取り消されるべきである。

(3) 審理員が令和7年2月6日に受理した請求人の反論書の追加書面には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人は、この度、年間保険料の支払いを求める本件申請が却下されたので、審査請求を行った。その経緯について、説明する。

イ 請求人は、追突事故の被害に遭い、脊椎などを損傷したことから、働けなくなり、生活保護を受給するようになった。生活保護費は、多くはないので、毎月の生活費のやりくりだけでギリギリであった。

請求人は、毎月家賃を遅れることなく支払っていたつもりであったが、2024年1月18日頃、家賃の滞納があるとして、A社から督促を受けた。請求人は、毎月支払っていたはずだが、確認しても、振込明細書が見当たらなかった。支払った証拠がないので、仕方なく請求人は、滞納家賃を支払うこととした。

しかし、滞納家賃を一括して支払うだけの余裕はなかったので、2024年1月25日午前10時08分、請求人は、A社の担当者に対し、毎月の家賃に1万円を加算して、滞納を解消していくと説明した。年間保険料については、何の話も出なかった。

ウ A社が作成した資料を見ると、2024年1月25日午後4時18分、請求人は、担当者と話をして、年間保険料を1月31日に支払うと説明していることになっているが、そんな説明はしていない。

請求人は、その日の午前中に、既に1月31日に1万円を家賃に上乗せして支払うと約束している。それが精いっぱい支払いだからである。それにさらに1万円を上乗せして1万円を支払うことは到底できないので、そのような不可能な約束をすることはない。

エ 年間保険料の話が出たのは、2024 年 4 月頃である。請求人は、A 社に対して、年間保険料の請求書のハガキを紛失したので、再度送って欲しいと依頼し、送ってもらったハガキをもって、2024 年 4 月 12 日頃、処分庁に相談に行った。年間保険料については、生活保護から支給されるからである。

しかし、請求人が持って行ったハガキは古いものであったため、ケースワーカーは、これでは支給はできない、「支払い証明書の記載が 2 月のものであれば支給できる」と請求人に説明した。

そこで、請求人は、A 社に対して、再度、請求書を依頼したが、その請求書では、請求人が年間保険料を 2024 年 1 月 31 日に支払っていることになっていた。請求人は、勝手に充当されたことに腹が立った。

さらに、ケースワーカーは、2024 年 1 月 31 日に支払い済みであれば、年間保険料については支給ができないと言い出した。

オ 請求人は、納得ができなかったもので、2024 年 5 月 2 日、請求人代理人に相談したところ、請求人代理人からは、申請書を出すようアドバイスを受けたので、同日、本件申請書を出したが、2024 年 5 月 14 日、請求人は、ケースワーカーから却下する旨の連絡を受けた。

しかし、請求人は、到底納得することができないので、このたび、審査請求を申立てた次第である。

(4) 審理員が令和 7 年 8 月 5 日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア はじめに

(ア) 処分庁の弁明の概要

処分庁は、①支払の充当先が滞納家賃か年間保証委託料かは保護受給者の申請と提出資料によって判断しており、当事者間の見解の相違は当事者間で話し合うべきものであること、②一時扶助は例外的なものであること及び処分庁による不適切な対応や過失によって、被保護者が申請を行う機会を失ったものではないとして、遡及支給の制限は妥当である旨主張する。

(イ) 請求人の再反論の概要

しかし、①支払の充当先が滞納家賃か年間保証委託料かについて、当事者間の見解の相違がある場合、一方当事者が作成した書類や資料のみに依拠することは許されないにもかかわらず、処分庁は債権者（A 社）のみの主張に依拠して判断を下すという誤りを犯している。

そして、②処分庁が事務処理ミスをした場合のように、申請が遅れたことについて、

被保護者の過失がない場合には、遡及効が制限されているところ、本件でも、請求人の申請が遅れた理由は、A社が事実に対し、滞納賃料ではなく年間保証委託料に充当した旨の領収書を発行したことにあることにあって、請求人に過失はない。したがって、このように請求人の過失なく申請が遅れた場合についてまで、遡及支給の制限を主張することは許されない。

イ 事実認定上の誤りについて (①)

(ア) 処分庁の責任

処分庁は、法に関する法令を適切に解釈運用する前提として、被保護者に関する私法上の権利関係については、客観的な証拠に基づく事実認定に依拠して、適法に民事法を適用する必要がある。

特に、本件は、支払があったこと自体に争いはなく、当該支払いが、どの債務に充当されるかという合意充当（民法 490 条）の適用の有無が問題となっていることから、合意充当の適用の可否を検討した上で、当該私法上の権利関係を前提として、法に関する法令を適切に解釈運用しなければならない。

(イ) 客観的な証拠に基づく事実認定が行われていないこと

- a 本件において、処分庁は、令和 6 年 1 月 31 日付けで領収済みとする令和 5 年度の年間保証委託料の領収書を確認した上で、A社の担当者に電話をして、事実関係を確認したとする。

しかし、本件は、支払の事実の有無というような外形的事実の有無が争いになっているものではない。支払われた金銭が、どの債務に充当されたと「法的に評価できるか」という問題であって、民法 488 条～491 条が定める弁済の充当の適否が問題となった事案である。

このような場合、一方当事者の言い分及び同人が作成した領収書などの資料は、一方当事者の言い分を示すだけに過ぎず、客観的な証拠足り得ない。請求人側からも事実関係を聴取した上で、どのような充当関係が正当化を判断する必要がある。

- b つまり、充当先については、当事者間に争いがあることから、当然、A社の発行する領収書では、A社の見解に沿った内容（年間保証委託料への充当）が記載されることになる。

そのため、当該領収書の記載のうち、1 万円の支払いを受けたことは事実を証する客観的な証拠となり得るが、当該 1 万円の充当先を年間保証委託料とする記載部分は、A社の認識を記載したに過ぎず、客観的な証拠足り得ない。

- c にもかかわらず、処分庁は、A社からの事情聴取及び同社が作成した書類の形式

的な記載に依拠して、本件処分を行っており、弁済の充当関係を検討することを怠ったと言わざるを得ない。

請求人の主張及びA社との間でなされた電話記録などに基づけば、合意充当（民法490）が成立していることは明白であって、この点を看過して、年間委託保証料に充当されたと事実認定した処分庁の事実認定は誤りである。

（ウ）後記2 処分庁の主張（2）の誤り

処分庁は、当事者の認識の齟齬は当事者間の問題であるかのような主張をしている。しかし、処分庁は、当事者の見解に相違があるからこそ、客観的な証拠及び法令の適切な適用によって、正しい事実認定を行い、正しい事実認定に基づいて、処分を行わなければならない。

請求人の主張は、本件処分が正しい事実認定に基づかず、合意充当を看過して行われていることら、その違法性主張しているのもであって、A社との見解の相違を殊更に述べているのではなく、後記2 処分庁の主張（2）の内容は、請求人の主張を正解しないものである。

ウ 遡及効制限の不当性（②）

（ア）誤った事実認定に基づいて行われた処分は、事務処理ミスと同様、請求人側に何ら落ち度はない。そうした場面にまで遡及効を制限することは誤りである。

（イ）本件では、請求人は、合意充当に基づいて、弁済した1万円が滞納賃料に充当されていたと考えていたところ、A社が誤って年間保証委託料に充当してしまった。こうした充当は、A社の内部処理で行われたものであり、請求人は、支払った1万円が年金保証委託料に充当されたことを認識することができなかった。

（ウ）このように、請求人の申請が遅れた理由は、請求人の過失によるものではない。結局のところ、申請が遅れたことについて、処分庁が事務処理ミスをした場合と同様、請求人には過失がないことから、遡及効を制限することは許されない。

エ その他

近時、請求人のケースワーカーが交代となった。新しいケースワーカーは、請求人に対し、年間保証料を支給すると述べており、実際に支給された場合、請求人は、本審査請求を取り下げる可能性がある。

（5）審理員が令和7年9月26日に受理した請求人の再々反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実誤認について

(ア) 処分庁は、「請求人から領収済みである挙証資料の提出を受け…決定を行った」と主張し、「支給決定は、保護の申請と挙証資料に基づき行うものであり」、「当事者間の見解の相違について処分庁が介入できるものではない」と主張する。

(イ) しかし、本件での争点は、請求人が提出した挙証資料（本件では領収書）の記載内容に誤りがあったというものである。

a 当該領収書は、記載上、年間保証委託料への支払に対しての領収書であったが、法的・客観的には、滞納家賃への支払いに対しての領収書であった。

この点について、領収書発行者と受領者である請求人との間で、法的解釈に相違があり、領収書の記載が訂正されないままになっている。

b こうした文書の記載内容の正確性について争いがある状況下において、処分庁は、領収書作成者が作成した領収書の記載内容のみに依拠して、請求人が年間保証委託料を支払ったと認定し、本件処分を行っているのである。

こうした、誤った文書（領収書）の記載内容のみに依拠して、事実認定を行い、当該事実認定に基づいて本件処分を行ったのであり、本件処分が誤った事実認定に基づいていると請求人は、主張しているのである。

この点は、本件申請時において、請求人は、処分庁に口頭で説明しているとおりであり、本審査請求において、請求人が一貫して主張しているところである。

(ウ) これに対して、処分庁は、「あくまで処分庁は提出のあった申請書及び挙証資料…に基づき処分を決定した」と主張するが、前記（イ）の経緯を踏まえれば、処分庁は、領収書の記載内容（いいあければ債務弁済の充当関係）について事実調査を行うべきであった。

しかし、処分庁がこうした事実調査を怠り、当該挙証資料（誤った法的見解に基づき作成された領収書）のみに基づいて処分を行うことは、「一方当事者の主張に依拠し判断を下した」ことになる。

これに反する主張を縷々述べている処分庁は、本件の争点の内容を理解していないと言わざるを得ない。

イ 遡及支給について

(ア) 処分庁は、「すでに請求人からA社に金銭が支払われており、それが年間保証委託料として領収されたことを示す領収証の提出を挙証資料として受けた以上、その挙

証資料に基づき支給の可否を決定するもの」と主張している。

(イ) 処分庁の上記主張は、一方当事者の作成した文書（領収書）の記載内容のみに依拠して、その記載内容に法的な疑義があり、当事者間でトラブルが生じている場合であっても、事実関係を調査することなく、当該文書の記載内容のみに基づいて処分を行ったことを自認しているが、こうした処分、主張は、自らの処分の前提となった事実認定の誤りがあったことを看過するものであって、主張の前提を欠くものである。

(6) 請求人から提出のあった書類には、以下の記載がある。

ア 令和6年1月31日付けの銀行の取引明細には、「お取引内容 お振り込み」、「お取引金額 ¥52,200」、「お振込先・お受取人 ご依頼人（中略）A社様 請求人の氏名様」との記載がある。

イ 令和6年4月11日付けのA社から請求人へ宛てた書簡には、「この度、ご入金いただきました年間保証委託料の日付及び金額は下記の通りでございますので、ご案内いたします。」「ご契約者様 請求人」、「年間保証委託料 入金日：2024／1／31 入金額：10,000円 対象年度：2023年度」との記載がある。

ウ 令和6年5月14日付けの本件処分通知書には、「令和6年5月2日付けで申請された生活保護法による保護については、次の理由で保護できませんので却下します。記却下の理由 生活保護の扶助費については、保護の申請月からその前々月までしか遡って支給することができません。したがって、令和6年1月31日に支払われた保証料について、令和6年4月に相談がありましたが、その時点で既に遡及支給可能期間が経過しているため、保護の申請を却下します。」との記載がある。

エ 印刷日を令和6年6月13日とするA社が発行した請求人とA社との間の交渉記録には、「No. 88 日付 曜日 時間 24／01／25（木）16：18 場所 携帯 交渉相手 契約者 交渉内容 入金約束（年保）【交渉結果】入金約束（年保） 【入金約束日】2024／01／31【交渉内容】年保の件、1／31上乗せで払います」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和6年12月24日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に至る経過

(ア) 令和5年1月1日

処分庁は、請求人に対し、法による保護を開始した。

(イ) 令和6年4月11日

処分庁の担当者は、請求人より令和5年度の年間保証委託料の支給にかかる相談を受け、令和5年度の年間保証委託料の請求書を受領した。

(ウ) 令和6年4月12日

処分庁の担当者は、請求人から提出された令和5年度の年間保証委託料の請求書を確認したところ、支払期限日が令和5年12月16日であり、支払期限日が過ぎていたため、A社へ架電した。

A社の担当者より、令和6年1月31日に令和5年度の年間保証委託料は領収済みであり、請求人は家賃も滞納していると説明があった。

処分庁の担当者は、A社の担当者から聞いた内容を伝えるため請求人に架電するとともに、請求人に対し、令和5年度の年間保証委託料は既にA社が領収済みであると言っているため、A社へ確認するように伝えた。

(エ) 令和6年4月15日

請求人は、処分庁の担当者に対し、令和5年度の年間保証委託料の領収書を提出した。領収書には、令和5年度の年間保証委託料を令和6年1月31日に領収した旨の記載があったことから、処分庁の担当者は、請求人に対し、遡及支給可能期間が経過していることから、支給は出来ない旨説明した。

(オ) 令和6年5月2日

処分庁の担当者は、請求人より令和5年度の年間保証委託料1万0110円の支給を求める本件申請書の提出があったため、本件申請書を受理した。

(カ) 令和6年5月7日

処分庁の担当者は、令和5年度の年間保証委託料の支払いに至るまでの経過について確認するためA社の担当者へ架電したところ、A社の担当者からは、令和5年12月末に支払うべき令和6年1月分家賃が未納であったため、令和6年1月中旬ごろに請求人に架電し、令和5年度の年間保証委託料と令和6年1月分の未納家賃を支払うよう説明を行った旨確認ができた。併せて、令和5年度の年間保証委託料は、請求人に対して、A社からの請求書にて通知しており、支払い義務については賃貸借契約書にも記載があり、かねてより説明していたとのことであった。A社と請求人との間での話合いの結果、令和6年1月分の未納家賃に令和5年度の年間保証委託料も含め、月額家賃に上乗せして1万円ずつ多く支払えば良いという内容で合意が成立し、令和6年1月末に52,200円の納入があったため、令和5年度の年間保証委託料

に充当したと返答があった。

(キ) 令和6年5月8日

処分庁は、前記(オ)記載の請求人からの本件申請について、ケース診断会議を開催し、本件申請を却下することを決定した。

(ク) 令和6年5月14日

処分庁は、請求人に対し本件処分を行った。

イ 本件処分の正当性について

(ア) 法令等の定め

法第2条において「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。」と定められており、法第14条において「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲において行われる。」と規定し、同条第1号で「住居」を、同第2号で「補修その他住宅の維持のために必要なもの」を掲げている。

最低生活費として認定すべき費用については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第7において、経常的最低生活費と臨時的最低生活費が挙げられており、同1で「経常的最低生活費については、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものである」とされ、同2で「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

(1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要

(2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要

(3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」と示されている。

賃貸借契約更新料等は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第7—4

一（１）一クにおいて「被保護者が居住する借家、借家の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合」に住宅扶助の一時扶助費として支給できる旨示されており、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 7 の問 88「契約更新料として、…保証料を認定してよいか。」との問に対し、答として「必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。」とされていることから、賃貸借保証委託料も住宅扶助の一時扶助費となりうる。

もっとも、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第 13 の問 13-2-（a）「世帯員の転入等の事実が明らかになったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要があるとき。」の問いに対する答として、扶助費追加支給の限度について、「最低生活費の遡及変更は 3 か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、（中略）3 か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と示されている。

（イ）本件における判断について

本件において、請求人は、令和 6 年 4 月 15 日に初めて令和 5 年度の年間保証委託料を同年 1 月 31 日に領収済みとした領収書を疎明資料として提出し、同年 5 月 2 日に令和 5 年度の年間保証委託料の支給を求める本件申請をしたものであるところ、令和 5 年度の年間保証委託料は、保護の申請月の前々月より前に支払ったものであり、既に遡及支給可能期間が経過していたため、処分庁は、請求人が申請した令和 5 年度の年間保証委託料について、支給できないと判断し、本件処分をしたものである。

本件において、請求人は、A 社から令和 5 年度の年間保証委託料の請求があつてから処分庁に申請するに至るまで、医療券の受取や書類の提出で毎月処分庁に来庁（令和 5 年 12 月 11 日、令和 6 年 1 月 22 日、2 月 13 日、2 月 28 日、3 月 11 日に来庁）しており、長期不在の事情もなく、本件申請について処分庁の担当者に相談する機会も多かったといえ、申請が困難だった等の事情はなかったといえる。そのため、請求人について、遡及支給可能期間までに申請できなかったことについて正当な理由は認められない。

また、次官通知第 7-2 において「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、…最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り…臨時的に認定するもの。」と示されることから、一時扶助費は、必ず支給しなければならないものでなく、緊急やむを得ない場合に例外的に認められるものである。請求人は、申請の機会が多々あったにもかかわらず、請求人が遡及支給可能期間に申請しなかったのであるから、処分庁としては、請求人は当時の生活保護費の中から令和 5 年度の年間保証委託料を賄っていたと評価せざるを得ず、「緊急やむを得ない場合」に当たると判断することはで

きなかったといえる。仮に、請求人に対してのみ支給するとすれば、法第2条の平等原則の趣旨を没却する結果につながる。

したがって、本件処分は、前記(ア)で述べた法令等の定めに基づいたものであって、何ら違法又は不当な点はない。

(ウ) 請求人の主張について

請求人は、A社が発行した領収書は、令和5年度の年間保証委託料の支払いに優先して滞納分の家賃に充当すべきところ令和5年度の年間保証委託料に充当としている点で誤りである旨主張するとともに、請求人は、令和5年度の年間保証委託料の支払いをしていない旨主張しているものと思われる。しかし、賃貸借保証委託契約は、請求人とA社間で締結されている契約のため、滞納分の家賃へ充当すべきとの主張は当事者間ですべきことであり、主張先を誤っていると言わざるを得ない。

本件の令和5年度の年間保証委託料は、前記(ア)のとおり、契約更新料として住宅扶助費の一時扶助に当たるものの、一時扶助費を支給するにあたっては、保護受給者からの申請が必要であり、申請の際には領収書等の提出が必要である。処分庁としては、保護受給者の申請と提出資料によって、支給の可否を判断せざるを得ないところ、本件申請にかかる提出資料は、令和6年1月31日付けで領収済みとする令和5年度の年間保証委託料の領収書であることから、処分庁としては当該資料をもとに支給の可否判断を行うしかなかったところ、本件では、遡及支給可能期間を経過して申請されたものであるとして、申請却下と判断したことにつき、違法な点はない。

したがって、請求人の主張は、本件処分とは無関係な主張であり、本件処分を覆す理由にはならないというべきである。

(エ) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 審理員が令和7年7月15日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 前記1 請求人の主張(2)に対する反論について

(ア) 請求人の主張の概要

請求人は、前記1 請求人の主張(2)において、「処分は、正しい事実関係に基づいて行われるべきであり、事実誤認に基づく処分は、取り消されるべきである」と主張している。

また、請求人は、「遡及支給の制限は、法令上の要請ではなく、本件の事実関係において、遡及支給を制限することは法の趣旨に反する」と主張している。

(イ) A社が令和6年1月31日に領収した費用が、滞納家賃であるのか令和5年度の年間保証委託料であるのかの事実関係については、賃貸借保証委託契約の当事者間で話し合うべきものであること。

請求人は、A社が発行した領収書は、令和5年度の年間保証委託料の支払いに優先して滞納分の家賃に充当すべきところ令和5年度の年間保証委託料に充当としている点で誤りである旨主張するとともに、請求人は、令和5年度の年間保証委託料の支払いをしていない旨主張しているものと思われる。

本件の令和5年度の年間保証委託料は、契約更新料として住宅扶助費の一時扶助に当たり、一時扶助費を支給する場合は、保護受給者からの申請が必要であり、申請の際には領収書等により金額や支払い事実の確認を行うこととしている。

処分庁は、保護受給者の申請と提出資料によって支給の要否を判断する。本件申請にかかる提出資料は、令和6年1月31日付けで領収済みとする令和5年度の年間保証委託料の領収書で確認したほか、処分庁担当者がA社の担当者に直接電話にて、令和5年度の年間保証委託料の支払いに至るまでの経過及び令和6年1月31日に領収した費用について、請求人と話し合いのうえで、令和5年度の年間保証委託料として領収していることも確認した。

請求人は、事実誤認に基づく処分は取り消されるべきと主張しているが、賃貸借保証委託契約は、請求人とA社間で締結されている契約のため、A社が令和6年1月31日に領収した費用が、滞納家賃であるのか令和5年度の年間保証委託料であるのかの当事者間の見解の相違については、当事者間ですべきことであり、主張先を誤っていると云わざるを得ない。

(ウ) 遡及支給を制限することは、妥当な判断であること

前記(1)で主張したとおり、次官通知第7-2において「臨時的最低生活費(一時扶助費)は、…最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り…臨時的に認定するもの。」と示されることから、一時扶助費は、必ず支給しなければならないものでなく、緊急やむを得ない場合に例外的に認められるものである。

また、問答集の第13の問13-2-(a)に「世帯員の転入等の事実が明らかになったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要があるとき。」の問いに対する答として、扶助費追加支給の限度について、「最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、(中略)3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と示されていることから、本件処分が法の趣旨に反するとはいえない。

また、請求人は、A社が一方的に令和5年度の年間保証委託料に充当し、請求人は

このことを認識することができず、ケースワーカーに相談して、扶助費の支給を求める機会を逸することになったと反論しているが、処分庁担当者がA社担当者に聞き取りを行った結果、令和6年1月時点で請求人とA社担当者間で、令和6年1月分の未納家賃に令和5年度の年間保証委託料も含め、月額家賃に上乗せして1万円ずつ多く払えば良いという内容で合意が成立し、令和6年1月末に52,200円の納入がなされていることから、請求人が少なくとも1月末時点で年間保証料について認識していたと判断する。

また、請求人は、総務省は、支給漏れがあった事案において、生活保護費を2年5か月に遡って支給する旨あっせんを行っているとは主張しているが、これは「行政の事務処理ミスによる支給漏れ」を対象としているものであり、本件処分については、処分庁による不適切な対応や過失によって、被保護者が申請を行う機会を失ったものではないことから、問答集の第13の問13-2-(a)に基づいて本件処分を行った事は違法ではない。

以上のことから、申請の機会があったにもかかわらず、請求人が遡及支給可能期間に申請しなかったため、処分庁としては、請求人は当時の生活保護費の中から令和5年度の年間保証委託料を賄っていたと判断し、「緊急やむを得ない場合」に該当しないと判断した。仮に、請求人に対してのみ支給するとすれば、法第2条の平等原則の趣旨を没却する結果につながる。

(エ) 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がなく、本件処分に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

- (3) 審理員が令和7年9月16日に受理した処分庁の再々弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人の主張の概要

(ア) 支払いの充当先が滞納家賃か年間保証委託料かについて、当事者間の見解の相違がある場合、一方当事者が作成した書類や資料のみに依拠することは許されないにもかかわらず、処分庁は債権者のみの主張に依拠して判断を下すという誤りを犯している。

(イ) 請求人の申請が遅れた理由は、A社が事実と反し、滞納賃料ではなく年間保証委託料に充当した旨の領収書を発行したことにあるのであって、請求人に過失はなく、遡及支給の制限を主張することは許されない。

(ウ) その他として請求人に対しケースワーカーが年間保証料を支給すると述べている。

イ 前記アに対する弁明

請求人は一方当事者が作成した書類や資料のみに依拠し判断を下すことは誤りであると主張しているが、処分庁は保護受給者の申請と挙証資料によって支給の判断をするにあたり、請求人から領収済である挙証資料の提出を受け、領収日がすでに遡及支給時期を過ぎていたものであったことから、遡及して支給することは不可であるとの決定を行った。

支給決定は、保護の申請と挙証資料に基づき行うものであり、請求人が主張する保証料への充当について認識していなかったという、A社と請求人の当事者間の見解の相違について処分庁が介入できるものではない。

処分庁はA社へ領収済みであることの確認を行いはしたが、あくまで処分庁は提出のあった申請書および挙証資料（本件においてはA社から請求人に交付され、請求人から処分庁に提出された領収証）に基づき処分を決定したものであり、一方当事者の主張に依拠し判断を下したのではない。

また、請求人は、請求人の申請が遅れた理由について、A社が事実を反し、滞納賃料ではなく年間保証委託料に充当した旨の領収書を発行したことにあるのであって、請求人に過失はなく、遡及支給の制限を主張することは許されないと主張しているが、令和5年12月1日以降の更新保証料について、請求人は、事前に支払いのお知らせなどで通知を受けており、支払期日までの間までも処分庁に来庁し申請できる機会があったものといえるところ、請求人は、当該支払期日（令和5年12月16日）から4か月程度経過した令和6年4月15日になって、令和6年1月31日に保証料が支払われたことを示す領収書を処分庁へ提出したものである。充当先に関するA社と請求人との見解の相違があったとしても、処分庁としては、すでに請求人からA社に金銭が支払われており、それが年間保証委託料として領収されたことを示す領収証の提出を挙証資料として受けた以上、その挙証資料に基づき支給の可否を決定するものであり、その内容の限りにおいて検討するに、請求人から遡及支給可能期間を過ぎてからの本件申請に対して遡及支給を行うことは法第2条の平等原則の趣旨を没却する結果につながると判断したものである。

なお、請求人は、新しいケースワーカーが年間保証料を支給すると述べていると主張しているが、そのような事実はない。

ウ 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がなく、本件処分に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

（4）処分庁から提出のあった書類には、次の記載がある。

ア 契約締結日を令和4年11月30日とする保証委託契約書には、「賃貸借契約内容 賃貸借契約期間 賃貸借契約開始日 2022年12月1日～賃貸借契約満了日 2024年11月30日（中略）物件名 請求人が居住する物件名」、「賃借人（乙） 私は、A社「重要事項説明書」の交付並びに説明を受け、同意の上契約をします。 氏名（自署） 請求人の氏名」、「居住用物件（中略）年間保証委託料 ご契約後1年ごとに一律 10,000円」、「保証会社（丙） A社」との記載がある。

イ 処分庁が令和4年12月12日に受理した「貸室建物賃貸借契約書（居住用自動更新）」には、「契約日 2022年11月30日」、「目的物の表示 物件名称 請求人が居住する物件名」、「賃貸借条件 契約期間 2022/12/01～2024/11/30（中略）賃料の内訳（契約締結日の消費税率を適用） 賃貸料 40,000円 定額水道料 2,200円（税込） 月額賃料総額 42,200円」、「（借主（乙）文字が見切れている）（中略）氏名 法人においてはその商号及び代表者 請求人の氏名」、「保証会社 A社」、「【特約事項】（中略）（文字が見切れている）は、本契約に付帯して契約した、火災（損害賠償）保険、家賃債務保証委託契約について、所定の更新料等の手続費用を支払い、遅滞なく契約を更新すること。」との記載がある。

ウ 令和6年4月11日付けのケース記録票には、「請求人来所。保証料の請求書の持参あり。ケースワーカー不在のため、窓口担当者が対応」との記載がある。

エ 処分庁が令和6年4月11日に受理した請求書には、「平素はA社の家賃保証サービスをご利用いただきありがとうございます。ご契約いただいております「保証委託契約」は、1年毎に「年間保証委託料」をお支払いいただく内容となっております。つきましては、本払込取扱票で下記期日までにお手続きをお願いいたします。」、「ご請求金額 10,110円 ①年間保証料 10,000円 ②手数料 110円 お支払期限日 2023年12月16日」、「払込人氏名 請求人様」との記載がある。

オ 令和6年4月12日付けのケース記録票には、「保証料の請求書を確認したところ、お支払い期限日が12月16日で納付期限が過ぎている状況から、保証会社であるA社に架電。保証料の請求について確認したところ、（中略）1月31日に10,000円を領収済みであるとのこと。請求人へは書類も送付していると。また家賃滞納もあり、家賃40,000円に加え、滞納分を上乗せして5万円ずつ払ってもらっている状況とのこと。請求人より保証料の申請があったが、1月が領収日であれば支給期間を過ぎているので、1月の領収分を家賃滞納分に振替することができないか、ケースワーカーより確認を行うが、それは偽造にあたるため、出来ないとのこと。請求人納得しないと思われるため、保証会社へ確認を取るよう説明することになるが、対応をお願いしたい旨を伝え、了承を得る。後刻 請求人へ上記旨を説明 保証会社へ確認するよう伝える。」

との記載がある。

カ 令和6年4月15日付けのケース記録票には、「請求人来所。保証料の領収書の持参あり。1月31日に入金済みと書類に記載しており、これであれば遡及期間の2か月前を超えている状況から、支給はできない旨を説明する。請求人家賃滞納も請求人としては、払っているはずであるのに、払っていないと言われ、領収書が残っていないので、やむを得ず支払いを了承した。保証料の件は聞いていないと言い、目の前で保証会社の担当者へ架電をはじめ、憤慨していたが、電話を切ると、面談を切りあげて、帰庁した。」との記載がある。

キ 前記1請求人の主張(6)イと同一書類。処分庁の受理日は、令和6年4月15日である。

ク 令和6年5月2日付けのケース記録票には、「請求人来所。手書きの申請書の持参あり。弁護士は出せると言ったやないかと声を荒げる。結果については、所内協議のうえ、改めて通知すると説明。」との記載がある。

ケ 処分庁が令和6年5月2日に受理した本件申請書には、「生活保護を申請します。(中略)2024年4月11日付A社より、年間保証委託料として10,110円の請求を受けていますので住宅扶助費として支給して下さい。尚、未払家賃の分割金として支払ったのですが、保証会社側が、この分割金を既に保証委託料に充当してしまっているようですが、私はあくまでも家賃として支払ったものであり保証委託料への充当については知り知るところではないことを付言します。」との記載がある。

コ 令和6年5月7日付けのケース記録票には、「A社の担当者へ架電。保証料の支払い至る経過について確認。12月末の支払い予定の1月分家賃が未納であったため、1月中旬ごろ請求人へ架電し、保証料と1月分の未納家賃を支払うように説明を行ったとのこと。併せて、保証料は請求書にて通知しており、支払い義務については、契約書にも記載あり、かねてより説明していたとの話。話合いの結果、請求人月額家賃に上乗せして1万円ずつ多く支払えば良いと請求人理解し、1月末に納入があったので、保証料に充当したとのこと。」との記載がある。

サ 開催日時を令和6年5月8日とするケース診断会議記録票には、「結論 請求人は保証料に充当されていることを預かり知らなかったとのことではあるが、保証料の支払いについては契約書に明記され、請求書や口頭にて複数回保証会社より請求がある中で、請求人と管理会社との間で話し合いにより、既に1月31日に支払いを済ませていることから、すでに自弁したものであると判断。賃貸契約の更新期限(12月)が過ぎているにもかかわらず居住できていることも踏まえ、別冊問答集問13-2のとおり、遡及支給期間

を経過していることから、申請を却下する。」との記載がある。

シ 前記1 請求人の主張（6）ウと同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

（1）法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（2）法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

（3）局長通知第7の4の（1）のクは、「被保護者が居住する借家、借間の契約更新等の際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。」と定めている。

（4）課長通知第7の間88は、「契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。」の答として、「必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。」と定めている。

（5）問答集問13の2の答1は、「世帯員の転入等の事実が明らかとなったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要があるとき。」の扶助費追加支給の限度について、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とし、さらに「ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない。」と記して

いる。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第2部会答申書（以下「答申書」という。）

（1） 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

（ア） 本件についてみると、処分庁は、請求人からの令和5年度分の請求人住居に係る年間保証委託料 10,000 円（以下「本件保証料」という。）及び手数料 110 円の合計 10,110 円の支給を求める本件申請に対して、本件保証料が令和6年1月31日に支払われている事実を踏まえ、前記1（5）に照らし、遡及変更の対象とは認められないことから、令和6年5月14日付けで、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

（イ） 本件申請を却下した処分庁の判断の適否について

（a） 請求人の主張

請求人は次のとおり主張する。請求人が令和6年1月31日に支払った金員 52,200 円のうち、10,000 円は本件保証料に充当されるものではなく、滞納賃料の返済に充当されるものとして支払ったものである。たとえば、A社が 10,000 円を本件保証料に充当していたとしても、それは合意充当に反しており、弁済の利益の多さに鑑みれば、10,000 円は遅延損害金が発生する滞納賃料に充当されるべきであるから、A社の一方的な主張を基に、同日に請求人が本件保証料を支払ったと判断のうえ、前記1（5）に照らし、遡及変更の期間を経過しているとして本件申請を却下することは違法である。また、本件申請が遅延した理由は、A社が誤った充当により、同日に本件保証料が充当されたことについて、知り得ない状況であったためであり、請求人の過失はない。さらに、処分庁は、本件処分において、遡及変更の期限について記1（5）を引用し、判断の根拠としているが、これは法令ではなく、行政解釈の通達に過ぎず、請求人に過失なく申請の機会を逸した場合にまで、前記1（5）に基づき、遡及変更を制限することは、法の趣旨に照らし違法である。

（b） 3か月を超えて請求人の最低生活費を遡及変更しないと判断したことについて

扶助費追加支給の限度については、前記1（5）のとおり、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要がある場合について、最低生活費の遡及変更は3か月程度と考えることとする一方、最低生活費の認定変更が適切に

行われなかったことについて、受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえないとされている。

本件では、①令和4年11月30日、請求人が自身の住居の貸主と締結した住居に係る賃貸借契約には、家賃債務保証委託契約について所定の更新料等を支払い、遅滞なく契約を更新する旨が定められていること、②同日、請求人とA社は、年間保証委託料を10,000円とする保証委託契約を締結したこと、③令和6年1月25日、A社は、本件保証料の支払に関する請求人との交渉の結果、同月31日に支払う旨請求人と約束したこと、④同日、請求人はA社に対し、52,200円を支払ったこと、⑤同年4月11日、処分庁は請求人から、支払期限を令和5年12月16日とする本件保証料の請求書を受理したこと、⑥令和6年4月12日、処分庁は、前記⑤の請求書の提出を受け、A社に対し本件保証料の支払状況について確認し、本件保証料は同年1月31日に10,000円を領収済みであるとの回答を得たこと、⑦請求人は、A社から、本件保証料の入金日を同年1月31日とする書簡を受け取り、同年4月15日、これを処分庁に対し提出したこと、⑧同年5月2日、処分庁は請求人より本件申請を受けたこと、⑨同月7日、処分庁は、A社に対し、本件保証料の支払いに至るまでの経過を確認したこと、⑩同月8日、処分庁はケース診断会議を開催し、本件保証料は令和6年1月31日に支払い済みであると判断し、前記1(5)に照らし、遡及変更期間を経過していることから、本件申請を却下する方針を決定のうえ、請求人に対し、同月14日付けで本件処分を行ったことが認められる。

これらの事実を踏まえると、請求人の住居に係る賃貸借契約及び本件保証委託契約に基づく本件保証料の支払義務の履行に関し、請求人とA社は交渉の末、本件保証料の支払日を令和6年1月31日とする旨合意したことや、A社から請求人に宛てた書簡には、本件保証料の入金日は同日、入金額10,000円及び対象年度の記載があることを踏まえれば、請求人が同日に支払った52,200円の内、10,000円については、本件保証料の支払としてなされたものと判断できる。そうすると、請求人がA社に対し、本件保証料を支払った日は、同日であると認められるから、本件申請時が行われたのは同年5月14日であることを踏まえると、前記1(5)に照らし、請求人の最低生活費を遡及変更できる範囲を超えているものと判断できる。したがって、この点に関する処分庁の判断に誤りは認められない。

また、請求人は、A社から本件保証料の支払期限を令和5年12月16日とする旨の請求書受領後から処分庁へ来所する令和6年4月11日に至るまでの間、毎月処分庁に来庁していたにもかかわらず、処分庁に対し、本件保証料に係る保護費の支給について、相談等をした事実が認められないところ、長期不在の事情もなく、本件事実関係において、遡及支給可能期間内に申請を困難とする事情は認められない。そうすると、請求人は本件保証料の支払の必要性を了知し、処分庁へ相談及び申請できる状況にありながら、少なくとも請求書に記載された本件保証料の支払期限である令和5年12月16日から約4か月間、それらを怠ったといえ、請求人に帰責事

由がないと認めるに足る事実は見当たらない。したがって、本件保証料の支給に係る最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、請求人に帰責事由がないとはいえない。

さらに、処分庁においては、請求人から申出等を受けた令和6年4月11日までの間、請求人の本件保証料の支払について了知しない状況にあり、請求人の申出を受けた後は、本件保証料の支払日等について事実関係を明らかにするべく、A社から請求人宛てに発行した請求書及び入金内容を示した書簡の内容を確認するとともに、A社に対し、本件保証料の支払日が同年1月31日であること及び支払に至る経緯を重ねて確認したことが認められる。そして、処分庁はこれらの事実を踏まえ、組織的な検討を行い、本件申請を拒否する旨の意思決定を行ったこと鑑みれば、処分庁において、本件処分における事実認定を誤ったことが明らかであると評価することはできない。

(c) 以上より、前記1(5)に照らし、発見月の前々月を超える過去の需要である本件保証料の支給を求める本件申請を却下した処分庁の判断に不合理な点はない。

(ウ) なお、請求人は、充当先が滞納家賃か本件保証料かについて、当事者間の見解の相違がある場合、一方当事者が作成した書類や資料のみに依拠することは許されないにもかかわらず、処分庁はA社のみの主張に依拠して判断を行ったことから、誤った事実認定に基づく本件処分は取り消されるべき旨主張する。しかしながら、請求人はA社との交渉の結果、本件保証料を令和6年1月31日に支払うことを約束し、A社は請求人との交渉の経緯を踏まえ、同日に支払った52,200円のうち、10,000円を本件保証料に充当しているため、本件保証料の支払日は同日であることが本件事件記録から認められる。そして、処分庁は、A社から請求人に宛てた書簡に記載された内容について、A社に対し聞き取り、本件保証料の支払の経緯を確認したうえで、本件処分を行うに至っている。したがって、本件処分において、処分庁の事実認定に誤りは認められない。

したがって、本件処分に事実認定並びに法令等の解釈及び適用を誤った事実は認められないから、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(エ) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 答申書の要旨

ア 本件審査請求は、認容すべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 本件についてみると、処分庁は、本件保証料及び手数料 110 円の合計 10,110 円の支給を求める本件申請に対して、本件保証料が令和 6 年 1 月 31 日に支払われている事実を踏まえ、問答集問 13-2 答 1 に照らし、遡及変更の対象とは認められないことから、令和 6 年 5 月 14 日付けで、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

(イ) 本件申請を却下した処分庁の判断の適否について、請求人は次のとおり主張する。請求人が令和 6 年 1 月 31 日に支払った金員 52,200 円のうち、10,000 円は本件保証料に充当されるものではなく、未払賃料の返済に充当されるものとして支払ったものである。たとえば、A 社が 10,000 円を本件保証料に充当していたとしても、それは合意充当に反しており、弁済の利益の多さに鑑みれば、10,000 円は遅延損害金が発生する滞納賃料に充当されるべきであるから、A 社の一方的な主張を基に、同日に請求人が本件保証料を支払ったと判断の上、問答集問 13-2 答 1 に照らし、遡及変更の期間を経過しているとして本件申請を却下することは違法である。また、本件申請が遅延した理由は、A 社が誤った充当により、同日に本件保証料が充当されたことについて、知り得ない状況であったためであり、請求人の過失はない。さらに、処分庁は、本件処分において、遡及変更の期限について問答集問 13-2 答 1 を引用し、判断の根拠としているが、これは法令ではなく、行政解釈の通達に過ぎず、請求人に過失なく申請の機会を逸した場合にまで、問答集問 13-2 答 1 に基づき、遡及変更を制限することは、法の趣旨に照らし違法であるというのである。

(ウ) まず、請求人は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 490 条の合意充当によって 10,000 円の支払いを未払賃料に充当した旨主張する(再反論書)。A 社は本件保証料について受領する権限を有するとともに、未払賃料相当額についても自身の住居の貸主 B 社(以下「B 社」という。)に対する代位弁済により請求人に求償権を有するものであるから、本件保証料、未払賃料相当額いずれについても受領権限を有するものであるが、請求人の主張どおり今回争訟の対象となっている支払いが未払賃料に充当されるべきなのであれば、本件保証料は未払状態ということになるから、本件における遡及支給の問題がそもそも生じ得ないものである。

しかし、本件において A 社は本件保証料の支払いを請求人に督促しつづけているものであり、前記審理関係人の主張の要旨 1 (6) イ (A 社から請求人あての通知文書) でも A 社は令和 6 年 1 月 31 日に本件保証料として 10,000 円を受領したとの認識である以上、合意があることを否定しているものといえ、合意充当と評価できる事実はない。それでは民法第 488 条第 1 項から第 3 項に定める指定充当に当たるか。本件では請求人は当初より保証委託料でなく未払賃料に充当するよう求めている旨主張している。もっとも交渉記録においては請求人がそのような指

定を行った事実は伺えない。交渉記録はA社側の資料ではあるが、交渉経過としてA社担当者が複数人で書き込み、相互チェックが可能な態様である以上、虚偽の記載を行うことは考えにくく、一定の信頼性が認められるものであることからすると、請求人が弁済において指定充当を行った事実は認められない。本件においては交渉記録からはむしろA社が支払請求のハガキにより弁済を指定していると捉えられ、これに対し弁済者がただちに異議を申し立てた事実も認められないから、A社による指定充当があったものと評価するべきである。

(エ) 次に、処分庁が問答集問 13-2 答 1 を根拠として3か月を超えて請求人の最低生活費を遡及変更しないと判断したことについてはどう考えるべきか。

扶助費追加支給の限度については、問答集問 13-2 答 1 において、(前略) 本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」としている。

本件では、処分庁は、発見月を請求人が相談を行った令和6年4月12日とした上で、問答集問 13-2 答 1 の「発見月からその前々月分まで」という記載に依拠し、「発見月」として相談のあった4月からその前々月である「2月」を遡及の限度とし、1月31日の請求人の支払いについて遡及対象外としたものである。

この点、処分庁の回答を参照すると、処分庁は、問答集問 13-2 答 1 の保護費の遡及支給については、法的安定性の観点から、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条の不服申立期間の規定を参照しつつも、生活保護においては月単位での給付がなされることから、行政不服審査法同様に3か月を実日数と捉えず、あくまで月単位で遡及する、すなわち「発見月から前々月分まで」という括弧書きは「3か月程度」を限定するものと解釈していると考えられる。

この点、当審査会が厚生労働省社会・援護局保護課に問答集問 13-2 答 1 の解釈について電話照会したところ、問答集における「発見月」とは申請日(本件においては令和6年5月2日)を含む月である旨の解釈が示された。また、「3か月程度(発見月からその前々月分まで)」の文言については、月単位で捉えるか実日数で捉えるかについては明確な解釈は示されなかった。

そもそも、法は遡及支給について特段の定めを置いておらず、生活困窮者の最低生活の需要が充足されないという保護の必要性が存在する場合には、保護の実施機関たる行政庁は保護を実施しなければならないのであって、保護の必要性を示す具体的事実が事後に判明した場合であっても、行政庁は保護の実施により最低

生活の需要を充足すべきものである。しかしながら、いつまでも遡及支給ができる
とすることは法的安定性の観点から望ましくないことも事実であり、法は、遡及可
能な期間に係る判断に関し、生活保護事務に通暁し、個別の事情に鑑みた判断を行
うことが可能な行政庁の適切な裁量権の行使に委ねる趣旨を有するものと解され
る。したがって、問答集問 13-2 答 1 は、技術的助言として国から出されたもの
ではあるが、その法的性質としては遡及支給に係る裁量判断に際しての準則たる
裁量基準としての性質を有するものといえる。そうであるならば、公正かつ平等な
取扱いの要請等により、行政庁は原則として当該基準にき束されるものの、単に当
該基準の内、機械的に適用可能な部分を形式的・硬直的に適用すれば足りるものでは
なく、当該基準中に例外的な取扱いや幅のある取扱いを許容する部分がある場合
には、事案に応じて、それらの採用をも積極的に考慮し、弾力的にこれを運用す
るよう努めるべきである（最判平成 10 年 7 月 16 日判時 1652 号 52 頁、最判平成
27 年 3 月 3 日民集 69 卷 2 号 143 頁参照）。法が第 9 条で必要即応の原則を定めて
いるのは、行政庁に要保護者の「実際の必要の相違」という個別事情を考慮した弾
力的な運用を求めていると解される。

以上を前提に検討するに、生活保護も月半ばでの受給開始時等においては日割
り計算にて支給されることを勘案すると、厳格に月単位の原則を踏まえることが
常に適切とは考え難い。例えば、発見月の中でも月初と月末では一月近くの差があ
るが、処分庁の解釈ではそれらは全く同列に扱われることとなり、公平性の観点か
らは疑問が残ると言わざるをえない。行政不服審査法の考え方を起点にするので
あれば、「3 か月程度」とあるのは、月単位の考え方を尊重しつつも、実日数の考
え方を参酌し計算することは許容されうるものと解すべきである。したがって、
括弧書きの「発見月からその前々月まで」は「3 か月程度」の典型例を示している
にとどまり、「3 か月程度」は月単位の考え方に拘束されないと考えられる。

そして「程度」とあることについては、問答集問 13-2 答 1 が「3 か月を超え
て遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困
窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」と記していることに鑑
みれば、扶助費が「生活困窮に直接的に対処する給付」に該当するか否かという観
点から、行政庁が個別事情に基づき保護の必要性を判断すべき旨を表したものと
解される。上記のとおり、問答集の法的性質は裁量基準であると考えられ、個別の
事情に照らし、事案によっては「程度」という幅のある定めを弾力的に運用し、3
か月を超えての遡及支給も認められ得るし、法もそれを許容していると考えられ
る。

本件においては、遡及日数の 3 か月を民法第 143 条に従い暦日で計算した場合
は、申請日の 5 月 2 日の 3 か月前は 2 月 2 日となることから、本件保証料の支払日
である 1 月 31 日保証料の支払期限であり支払日である 1 月 31 日にかろうじて及
ばないものの、2 日間の差異に過ぎない。また、本発見月についての解釈は厚生労
働省の見解のとおり「申請日を含む月」であるとするのが原則と解されるものの、

先述のとおり、処分庁は保護の必要性につき請求人の個別事情に基づき判断を行う必要があったところ、本件においては、請求人が賃料を滞納するほどの困窮状態にあった事情があったものであり、さらに言えば、令和6年4月15日に請求人が本件保証料の領収書を持参した際に、仮に処分庁が問答集の柔軟な運用を前提に、請求人に対して速やかに申請を行うよう助言していれば、当該日を発見日として実日数で計算する限りにおいて問答集問13-2答1の適用を受け得た余地もあった可能性がある。しかし、本件において処分庁は、発見月を令和6年4月としてその前々月である2月を遡及の限界と機械的に判断したのみで、上記のような個別事情については一切考慮していない。

したがって、本件処分においては、その判断過程において考慮不尽の違法があったと解さざるを得ない。もっとも、本件では審査庁は処分庁の上級行政庁ではないため、本件処分について変更を命ずることはできず、取り消すのみにとどまる。

3 本件処分について

- (1) 本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨1(6)ウ及び2(4)シのとおり、処分庁は、請求人からの令和5年度分の請求人住居に係る年間保証委託料10,000円(以下「本件保証料」という。)及び手数料110円の合計10,110円の支給を求める本件申請に対して、本件保証料が令和6年1月31日に支払われている事実を踏まえ、前記1(5)に照らし、遡及変更の対象とは認められないことから、令和6年5月14日付けで、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 本件申請を却下した処分庁の判断の適否について

ア 請求人の主張

請求人は次のとおり主張する。請求人が令和6年1月31日に支払った金員52,200円のうち、10,000円は本件保証料に充当されるものではなく、滞納賃料の返済に充当されるものとして支払ったものである。たとえ、A社が10,000円を本件保証料に充当していたとしても、それは合意充当に反しており、弁済の利益の多さに鑑みれば、10,000円は遅延損害金が発生する滞納賃料に充当されるべきであるから、A社の一方的な主張を基に、同日に請求人が本件保証料を支払ったと判断のうえ、前記1(5)に照らし、遡及変更の期間を経過しているとして本件申請を却下することは違法である。また、本件申請が遅延した理由は、A社が誤った充当により、同日に本件保証料が充当されたことについて、知り得ない状況であったためであり、請求人の過失はない。さらに、処分庁は、本件処分において、遡及変更の期限について前記1(5)を引用し、判断の根拠としているが、これは法令ではなく、行政解釈の通達に過ぎず、請求人に過失なく申請の機会を逸した場合にまで、前記1(5)に基づき、遡及変更を制限することは、法の

趣旨に照らし違法である。

イ 充当について

請求人は民法（明治29年法律第89号）第490条の合意充当によって10,000円の支払いを未払賃料に充当した旨主張する。A社は本件保証料について受領する権限を有するとともに、未払賃料相当額についてもB社に対する代位弁済により請求人に求償権を有するものであるから、本件保証料、未払賃料相当額いずれについても受領権限を有するものであるが、請求人の主張どおり今回争訟の対象となっている支払いが未払賃料に充当されるべきなのであれば、本件保証料は未払状態ということになるから、本件における遡及支給の問題がそもそも生じ得ないものである。

しかし、本件においてA社は本件保証料の支払いを請求人に督促しつづけているものであり、前記審理関係人の主張の要旨1（6）イ（A社から請求人あての通知文書）でもA社は令和6年1月31日に本件保証料として10,000円を受領したとの認識である以上、合意があることを否定しているものといえ、合意充当と評価できる事実はない。それでは民法第488条第1項から第3項に定める指定充当に当たるか。本件では請求人は当初より保証委託料でなく未払賃料に充当するよう求めている旨主張している。もっとも交渉記録においては請求人がそのような指定を行った事実は何もない。交渉記録はA社側の資料ではあるが、交渉経過としてA社担当者が複数人で書き込み、相互チェックが可能な態様である以上、虚偽の記載を行うことは考えにくく、一定の信頼性が認められるものであることからすると、請求人が弁済において指定充当を行った事実は認められない。本件においては交渉記録からはむしろA社が支払請求のハガキにより弁済を指定していると捉えられ、これに対し弁済者がただちに異議を申し立てた事実も認められないから、A社による指定充当があったものと評価するべきである。

ウ 3か月を超えて請求人の最低生活費を遡及変更しないと判断したことについて

扶助費追加支給の限度については、前記1（5）のとおり、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、最低生活費の遡及変更は3か月程度と考えることとする一方、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえないとされている。

法は遡及支給について特段の定めを置いておらず、生活困窮者の最低生活の需要が充足されないという保護の必要性が存在する場合には、処分庁は保護を実施しなければならないのであって、保護の必要性を示す具体的事実が事後に判明した場合であっても、処分庁は保護の実施により最低生活の需要を充足すべきものである。しかしながら、いつまでも遡及支給ができることは法的安定性の観点から望ましくないこ

とも事実であり、法は、遡及可能な期間に係る判断に関し、生活保護事務に通曉し、個別の事情に鑑みた判断を行うことが可能な処分庁の適切な裁量権の行使に委ねる趣旨を有するものと解される。したがって、問答集問 13-2 答 1 は、技術的助言として国から出されたものではあるが、その法的性質としては遡及支給に係る裁量判断に際しての準則たる裁量基準としての性質を有するものといえる。そうであるならば、公正かつ平等な取扱いの要請等により、処分庁は原則として当該基準にき束されるものの、単に当該基準の内、機械的に適用可能な部分を形式的・硬直的に適用すれば足りるものではなく、当該基準中に例外的な取扱いや幅のある取扱いを許容する部分がある場合には、事案に応じて、それらの採用をも積極的に考慮し、弾力的にこれを運用するよう努めるべきである（最判平成 10 年 7 月 16 日判時 1652 号 52 頁、最判平成 27 年 3 月 3 日民集 69 卷 2 号 143 頁参照）。法が第 9 条で必要即応の原則を定めているのは、処分庁に要保護者の「実際の必要の相違」という個別事情を考慮した弾力的な運用を求めていると解される。

以上を前提に検討するに、生活保護も月半ばでの受給開始時等においては日割り計算にて支給されることを勘案すると、厳格に月単位の原則を踏まえることが常に適切とは考え難い。例えば、発見月の中でも月初と月末では一月近くの差があるが、処分庁の解釈ではそれらは全く同列に扱われることとなり、公平性の観点からは疑問が残ると言わざるをえない。行政不服審査法の考え方を起点にするのであれば、「3 か月程度」とあるのは、月単位の考え方を尊重しつつも、実日数の考え方を参酌し計算することは許容されうるものと解するべきである。したがって、括弧書きの「発見月からその前々月まで」は「3 か月程度」の典型例を示しているにとどまり、「3 か月程度」は月単位の考え方に拘束されないと考えられる。

そして「程度」とあることについては、問答集問 13-2 答 1 が「3 か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」と記していることに鑑みれば、扶助費が「生活困窮に直接的に対処する給付」に該当するか否かという観点から、行政庁が個別事情に基づき保護の必要性を判断すべき旨を表したものと解される。上記のとおり、問答集の法的性質は裁量基準であると考えられ、個別の事情に照らし、事案によっては「程度」という幅のある定めを弾力的に運用し、3 か月を超えての遡及支給も認められ得るし、法もそれを許容していると考えられる。

本件では、前記審理関係人の主張の要旨 1 (6) ア、イ及びエ並びに 2 (4) アからシまでのとおり、①令和 4 年 11 月 30 日、請求人が自身の住居の貸主と締結した住居に係る賃貸借契約には、家賃債務保証委託契約について所定の更新料等を支払い、遅滞なく契約を更新する旨が定められていること、②同日、請求人と A 社は、年間保証委託料を 10,000 円とする保証委託契約を締結したこと、③令和 6 年 1 月 25 日、A 社は、本件保証料の支払に関する請求人との交渉の結果、同月 31 日に支払う旨請求人と約束したこと、④同日、請求人は A 社に対し、52,200 円を支払ったこと、⑤同年 4 月 11 日、処分庁は請求人から、支払期限を令和 5 年 12 月 16 日とする本件保証料の請求書を受

理したこと、⑥令和6年4月12日、処分庁は、前記⑤の請求書の提出を受け、A社に対し本件保証料の支払状況について確認し、本件保証料は同年1月31日に10,000円を領収済みであるとの回答を得たこと、⑦請求人は、A社から、本件保証料の入金日を同年1月31日とする書簡を受け取り、同年4月15日、これを処分庁に対し提出し、請求人は処分庁より遡及期間の2か月前を超えている状況から、支給できない旨の説明を受けたこと、⑧同年5月2日、処分庁は請求人より本件申請を受けたこと、⑨同月7日、処分庁は、A社に対し、本件保証料の支払いに至るまでの経過を確認したこと、⑩同月8日、処分庁はケース診断会議を開催し、本件保証料は令和6年1月31日に支払い済みであると判断し、前記1(5)に照らし、遡及変更期間を経過していることから、本件申請を却下する方針を決定のうえ、請求人に対し、同月14日付けで本件処分を行ったことが認められる。

これらの事実を踏まえると、本件においては、遡及日数の3か月を民法第143条に従い暦日で計算した場合は、申請日の5月2日の3か月前は2月2日となることから、本件保証料の支払日である1月31日保証料の支払期限であり支払日である1月31日にかろうじて及ばないものの、2日間の差異に過ぎない。先述のとおり、処分庁は保護の必要性につき請求人の個別事情に基づき判断を行う必要があったところ、本件においては、令和6年4月15日に請求人が本件保証料の領収書を持参した際に、請求人が賃料を滞納するほどの困窮状態にあった事情等の個別事情を踏まえた組織的な検討を行うことなく、発見月を令和6年4月としてその前々月である2月を遡及の限界となる旨の説明を行っている。仮に処分庁が問答集の柔軟な運用を前提に、請求人に対して速やかに申請を行うよう助言していれば、当該日を発見日として実日数で計算する限りにおいて前記1(5)の適用を受け得た余地もあった可能性がある。しかし、本件において処分庁は、発見月を令和6年4月としてその前々月である2月を遡及の限界と機械的に判断したのみで、上記のような個別事情については考慮していない。

したがって、本件処分においては、その判断過程において考慮不尽の違法があったと解さざるを得ないといわざるを得ず、本件処分は取消しを免れない。

4 主文が審理員意見書と異なる理由

審理員意見書では、請求人の住居に係る賃貸借契約及び本件保証委託契約に基づく本件保証料の支払義務の履行に関し、請求人が令和6年1月31日に支払った52,200円の内、10,000円については、本件保証料の支払としてなされたものと判断できるとし、請求人がA社に対し、本件保証料を支払った日は、同日であると認められるから、本件申請時が行われたのは同年5月14日であることを踏まえると、前記1(5)に照らし、請求人の最低生活費を遡及変更できる範囲を超えているものと判断する。したがって、本件処分に取り消すべき違法又は不当な点は認められないとしている。

しかし、問答集は、技術的助言として国から出されたものではあるが、その法的性質としては遡及支給に係る裁量判断に際しての準則たる裁量基準としての性質を有するものとし、公正かつ平等な取扱いの要請等により、行政庁は原則として当該基準にき束され

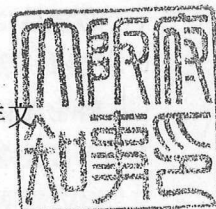
るものの、単に当該基準の内、機械的に適用可能な部分を形式的・硬直的に適用すれば足りるものではなく、当該基準中に例外的な取扱いや幅のある取扱いを許容する部分がある場合には、事案に応じて、それらの採用をも積極的に考慮し、弾力的にこれを運用するよう努めるべきとしている。そのうえで、本件処分について、処分庁は保護の必要性につき請求人の個別事情に基づき判断を行う必要があったところ、発見月を令和6年4月としてその前々月である2月を遡及の限界と機械的に判断したのみで、本件における個別事情については十分に考慮していない状況であったと解するのが妥当である。したがって、本件裁決の主文は審理員意見書の結論と異なる内容になったものである。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年7月30日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の

取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

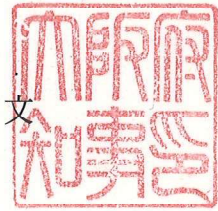


社援第1804号

この謄本は、原本のとおりであることを証明します。

令和8年7月30日

大阪府知事 吉村 洋文



日本書院

日本書院

日本書院



日本書院

